

## 外来語の表記等に関する平成3年内閣告示以前の施策例

### 外国地名及人名取調 (明治 35) 文部省

明治 35 年 3 月に文部省が 5 名の委員を任命し、師範学校、中学校、高等女学校程度の地理、歴史教授に用いる外国の地名及び人名のとなえ方及び書き方を取り調べ、その結果を報告したものの。「調査方針」には「外国の地名及人名の称え方は本邦人の 称え易きに従い成るべく其の国の称え方に依る」「外国の地名及人名にして我国に於て襲用したる称え方あるときは成るべく変更を加えず」「個人名は各国の称え方及書き方に依らず特に本邦の称え方及書き方を定む」等とある(原文は片仮名、歴史的仮名遣い)。

明治 36 年 12 月になされた増補訂正分を加えると約 4,700 語の原つづりとこれに对照させた片仮名表記が示されている。

### 外国語の写し方 (仮名遣改定案補則) (大正 15) 臨時国語調査会

臨時国語調査会 (大正 10 年設置) が、「仮名遣改定案」(大正 13 年 12 月) に引き続き 15 年 2 月に、日常一般に用いている日本語化した外国語の写し方をまとめ、「仮名遣改定案補則」として発表したもの。「仮名遣改定案補則は外国語の写し方を規定したものであるが、一体外国語の表記については根本的にひろくこれを調査する必要があるけれども、それは他日に譲り、日常一般に用いられて居る日本化した外国語の写し方が現在のはなはだ区々になつて居てまことに不便であるから、委員会においてこれを統一することにした」とする。

具体的には、

キ、ウキ、ウイ	→ 「ウイ」	エ、ウエ、ウエ	→ 「ウエ」
ヲ、ウヲ、ウオ	→ 「ウオ」	ジ、ヂ	→ 「ジ」
ジュ、チュ	→ 「ジュ」	チ、ティ	→ 「チ」
ヴ、ヰ、ヴ、ヱ、ヰ、ヴァ、ヴィ、ヴェ、ヴォ、ブア、ブイ、ブエ、ブオ、バ、ビ、ベ、ボ	→ 「バ、ビ、ブ、ベ、ボ」		

に統一するとしている。

### 外国の地名・人名の書き方 (案) (昭和 21) 文部省

文部省で編修又は作成する教科書や文書などの国語の表記法を統一し、その基準を示すため、昭和 21 年 3 月に教科書局調査課国語調査室が四つの資料を編修したもののうちのひとつ (このほかは、「送りがなのつけ方 (案)」「くぎり符号の使ひ方〔句読法〕 (案)」「くりかへし符号の使ひ方〔をどり字法〕 (案)」の 3 編)。「外国の地名・人名 (中華民国の地名・人名は除く) は、原則として片かなを用いて書くとし、その際の範囲として、「外国の地名・人名を書くときに用いるかな並びに符号の表」を示した。

「外国の地名・人名の書き方に関する方針」として次の 4 点を挙げている。

- 1 外国の地名・人名 (中華民国の地名・人名は除く) は、原則として片かなを用いて書き、別表「外国地名・人名を書くときに用いるかな並びに符号の表」の範囲内で書く。
- 2 外国の地名・人名は、なるべくその国の 称え方によって書く。

3 外国の地名・人名は、慣用の固定したものは、それに従って書く。

4 外国の地名・人名は、発音しやすいように書く。

また、「備考」として次を示している。

外国の地名・人名の称え方・書き方を整理統一するには、称え方は原則としてその国の称え方によるのがよいことは言うまでもない。しかし、すでに慣用の久しいものは、これを認めて行かなければならない。ただ、それをどの程度まで認めるかということに考慮の余地がある。「イギリス」「ギリシア」「デンマーク」「レントゲン」などのごときは、原語、原音を離れたものではあるが、すでに広く用い慣れているので、この称え方を認める。「レントゲン」のごときは、同時に原語、原音による「レンチェン」という称え方が一部に行われているが、慣用の広い「レントゲン」の方を取る。

原音に近く書き表わすとしても、それに用いるかなは、一般の国民に発音しやすいものにとどめる。また、「イ」「エ」「オ」、「ジ」「ズ」と同じ音の「キ」「エ」「ヲ」、「ヂ」「ヅ」などのかなは用いることをやめ、精密に書き表わすときには、「ウィ」「ウェ」「ウォ」、「ディ」「ドウ」とする。「ヴ」は従来かなり広く用いているので、必要に応じて採用する。

撥音を書き表わすとき、「オリンパス」「ゼムリング」などのごとく、「ム」を用いる書き方も行われているがこの案では「ム」は用いないで、「ン」を用いる。

長音を書き表わすとき、従来「ヨーロッパ」「ヨオロッパ」、「ソシユール」「ソシユル」などが行われているが、最も普通に広く行われている長音符号「ー」を採用することとする。したがって、「ガレリウス」「コメニウス」などと書けば、「リウ」「ニウ」は、分けて発音する。

促音を書き表わすときは、慣用に従って右側下に「ッ」を書くこととし、「ツ」と区別する。この書き方は、漢字平がな交り文における書き方である。(原文は歴史的仮名遣い。)

## 外来語の表記（昭和 29） 国語審議会表記部会長報告 → 参考資料 2 参照

国語審議会表記部会における審議の結果を昭和 29 年 3 月 15 日の国語審議会総会に報告したもの。表記部会は国語審議会の建議とすることを求めたが、決議には至らなかった。このため部会報告の扱いにとどまったものの、平成 3 年の内閣告示実施まで、公用文、学校教育をはじめ、一般社会における外来語の表記において参考とされ、実質的なよりどころとして用いられた面がある。

なお、「まえがき」では、「外国の地名・人名の書き方については、別に考慮する」とし、その後、文部省は、昭和 33 年に「地名の呼び方と書き方〈社会科手びき書〉」を発表している。